

事務連絡
令和3年(2021年)3月16日

障害福祉サービス事業所 管理者様
障害児通所支援 管理者様

宝塚市障害(がい)福祉課

障害福祉サービス等の支給決定事務に係る押印の見直しについて

平素は宝塚市障害福祉施策にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、政府において押印の廃止が進められているところです。これに伴い、障害福祉サービス等に係る各種様式の一部について「㊟」を削る等の所要の改正が行われ、参考様式が示されました。廃止後の取り扱いは以下のとおりです。別添の資料等もご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 切り替え時期

令和3年4月1日サービス提供分から

2 障害福祉サービス受給者証等について

- ・事業所記入欄の「事業者確認印」を廃止
- ・受給者証はシステム改修終了後に更新された方から新様式に変更になります。
(一斉の打ち替えは行いません)

3 サービス提供実績記録票について

- ・「利用者確認印」「保護者確認印」を廃止し「利用者確認欄」「保護者確認欄」に改める。
- ・(重要)

居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護に係るサービス提供実績表にのみ設けていた「サービス提供者確認欄」は参考様式では設けられていませんが、宝塚市では請求の審査のため、継続してサービス提供者の署名又は押印を求めます。

以上